



公 示 送 達 書

公告第 28 号

公 告

下記の者に係る差押調書、配当計算書、充当通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をして下さい。

令和 7年 9月26日

一宮町長 馬淵 昌也



記

住 所	氏 名	備 考
ミャンマー	MYINT MYINT YEE	
	以下余白	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		